

令和3年度 名張市「農の相談役」事業実施要領

1 目的

名張市の農業は、伊賀米・伊賀牛・ブドウなど、県を代表するブランド品を生産する自立的農業者ばかりでなく、生産と消費の地が併存する地理条件を生かして高品質な野菜等を直売所等で販売する小規模農業者なども含めた、多彩な担い手によって支えられています。

また、多彩な担い手の中には、専業・兼業を問わず、自らの高い技術力を他に伝授することに秀でた人材が多数います。

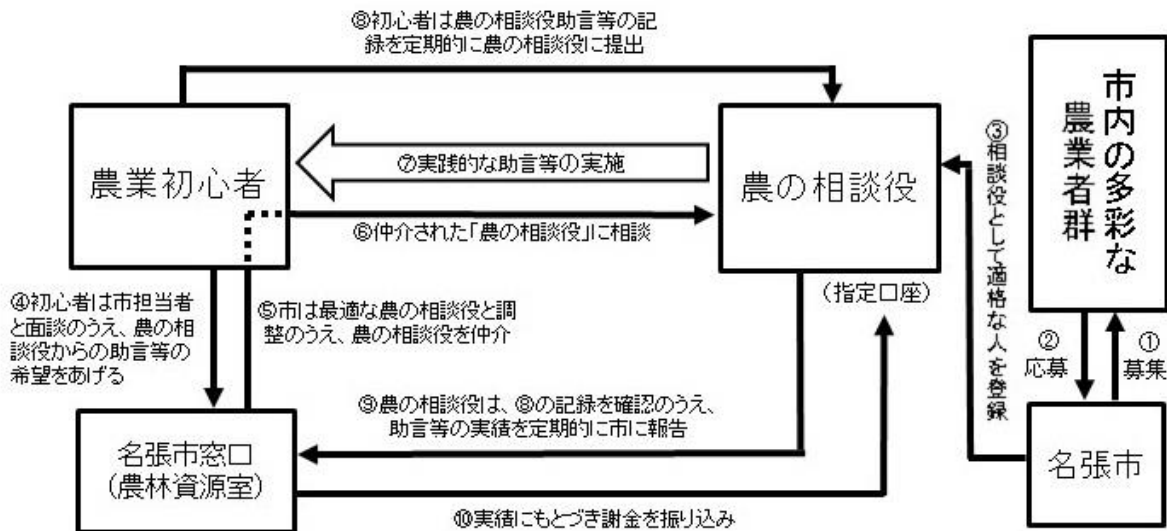
一方、農業の持つ多様な価値への関心の高まりとともに、「半農半X」という言葉に代表されるライフスタイルの実践をめざして当市へ移住する人や、定年などを機に農業を始める市内在住者を始めとする農業初心者（以下、「初心者」という。）が増えつつあります。

これらの初心者が農業を軌道にのせるためのポイントは、各地域の農業事情に慣れ、的確な生産技術を早期に身につけることにありますが、身近に相談役を見つけられず、一人で試行錯誤を繰り返している事例も見られます。

そこで、市内の自立的農業者と多彩な担い手の中から、相談役としての意欲と能力を有する農業者を、「農の相談役」として認定・登録することとし、初心者それぞれが最適な農の相談役から気兼ねなく助言等を受けられる制度を整えます。

制度の活用を通じて、初心者の疑問、不安の解消を促し、新規就農に向けた環境整備、次世代の多彩な担い手の育成に資することを目的とします。

2 事業の基本イメージ



- ① 初心者の様々な相談に応じる意欲と能力を有する人を募集
- ② 趣旨に賛同する人が応募【「名張市農の相談役応募（推薦）申込書」を提出】
- ③ 応募のあった人を適格と認めるときは「農の相談役」として登録
- ④ 初心者は市担当者との面談のうえ、「名張市農の相談役からの助言等希望申請書」を提出
- ⑤ 市は最適な農の相談役と調整のうえ、「名張市農の相談役からの助言等決定通知書」を交付
- ⑥ 初心者は仲介された「農の相談役」に栽培技術などについて相談
- ⑦ 相談を受けた「農の相談役」は、経験にもとづく実践的な助言等を実施
- ⑧ 初心者は、「名張市農の相談役助言等記録票」を定期的に農の相談役に提出
- ⑨ 農の相談役は、⑧の記録を確認のうえ、「名張市農の相談役助言等実績報告書」を定期的に市に報告
- ⑩ 農の相談役からの報告を受けた市は、実績にもとづき「農の相談役」の指定口座に謝金を振り込む

3 利用者として想定する初心者（例示）

- ・名張市内で半農半Xの暮らしを思い描く移住者
- ・食材を自ら栽培したいと考えているレストラン経営者
- ・コロナ禍の影響で新たに農業に職の可能性を見出したいと考える他産業従事者
- ・親等からの技術指導を受けられない定年帰農者
- ・退職後の余暇活動として農業を始めたいと考える大規模住宅地の住民
- ・簡単な農作業を親子ふれあいの場、食育・情操教育の機会としたいと考える子育て世代の人
- ・共通して、農業に取り組んでいるものの身近に実践者がいない、或いは、いたとしても農作業の仕方や農作物の栽培について気軽に声をかけて尋ねることをためらっている人たち。

4 事業の内容

(1) 農の相談役の募集

- ・5年以上の農業経験を有した名張市内の農業者であって、初心者の相談役としての意欲と能力を有する人を、別途要領を定めて募集します。

(2) 農の相談役の登録

- ・市は、応募または推薦のあった農業者について、初心者の相談役として適格と判断された農業者を「農の相談役」として認定し、名張市農の相談役登録簿（様式第2号）に登録します。
- ・市は、「農の相談役」に登録したときは、名張市農の相談役登録決定通知書（様式第3号）を、当該農業者に通知するものとします。
- ・農の相談役の登録の有効期間は、登録した日から令和4年3月31日までとします。

(3) 助言等の実施期間

- ・本事業を利用した農の相談役による初心者への助言等の実施期間は、令和3年10月1日から令和4年2月28日までとします。

(4) 農の相談役の紹介

- ・農林資源室は、市広報、市ホームページ、各種農業関係の研修等を通じて本事業の内容とともに、登録した農の相談役について広く市民に紹介します。

(5) 初心者と農の相談役との仲介

- ・農の相談役からの助言等を受けたい人は、農業への取組状況、今後の農業への取組の考え方等について市の窓口（農林資源室）の担当者と面談のうえ、その課題解決に農の相談役の利用が効果的と判断した場合には、名張市農の相談役からの助言等希望申請書（様式第4号）を市に提出するものとします。
- ・農林資源室では、申請を受けた時には、最適な農の相談役との調整を行い、農の相談役の合意を得て、名張市農の相談役からの助言等決定通知書（様式第5号）を申請者に交付します。

(6) 農の相談役による助言等の実施

- ・初心者からの質問や相談を受けた「農の相談役」は、自らの経験と知識にもとづいた実践的な助言等を行うものとします。
- ・想定する「農の相談役」による助言等の内容
 - ①農作物の基本的な栽培方法に関する助言、実務指導
 - ②実際の農作業時の留意点に関する助言、実務指導
 - ③その他、農業に関する相談への可能な範囲での対応

(7) 農の相談役による助言等に関する記録の提出

- ・初心者は、農の相談役から助言等を受けたときは、その内容について、名張市農の相談役による助言等記録票（様式第6号）により、1か月間を単位としてとりまとめ、翌月5日までに農の相談役に提出し、確認を受けるものとします。

(8) 農の相談役による助言等に関する実績報告

- ・農の相談役は、初心者に助言等を行ったときは、名張市農の相談役による助言等実績報告書（様式第7号）により、1か月間を単位としてとりまとめ、(7)の記録を添付して翌月10日までに、農林資源室に持参又は郵送により提出するものとします。

(9) 「農の相談役」への謝金の額

- ・農の相談役に対する謝金の額は、1か月間に1回以上の助言等をした初心者1人につき5千円とします。
同一の農の相談役が、同一期間に複数の初心者に助言等をした場合は、その初心者の人数に5千円を乗じた額とします。

(10) 助言等の実績にもとづく謝金の支払い

- ・市は、提出のあった(8)の実績報告書の内容を確認のうえ、予算の範囲内で農の相談役の指定口座に実績に応じた謝金を振り込むこととします。

5 財源

公益財団法人三重県農林水産支援センター所管の「市町等との担い手確保育成連携事業」による「担い手確保・育成活動助成金」を活用し実施します。

6 その他

この要領にない実施上に必要な細部については、別に定めます。